

通学に際しての注意事項

通学手段に関して

- ① 自動車による通学は厳禁！
- ② 歩行中やバス・電車内でのマナーに注意！
- ③ バイク通学は自粛してください！



バイク駐輪登録について

やむをえずバイクで通学する者に対しては、安全運転の意識の向上及び事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配布と受付をしていますので登録をしてください。登録時に配布する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので必ず登録してください。

学内車両規制に関して

- ① 自動車の許可なき不正入構及び不正駐車は厳禁！
- ② バイク・自転車通学者は、必ず、定められた出入口から入構し、かつ、定められた場所に駐輪すること。

大学周辺交通事情に関して

① バイク通学を行う際の「乗る自由と責任」

大学周辺は、急勾配の坂道や急カーブが多く、バイク通学には多くの危険が伴うので、できる限り、バイク通学は避けること。それでもあえて、バイク通学を行う学生は「乗る自由と責任」（次ページ参照）の注意事項をよく読み、学生諸君の「乗る自由」には、「責任」が伴うことを十二分に自覚すること。そして、何よりも、その「乗る自由と責任」に学生諸君の貴重な命がかかっていることを自覚すること。

自転車についても、道路交通法では軽車両と位置付けられています。自転車の運転時は、道路交通法の通行ルールを守り、安全運転を常に意識すること。

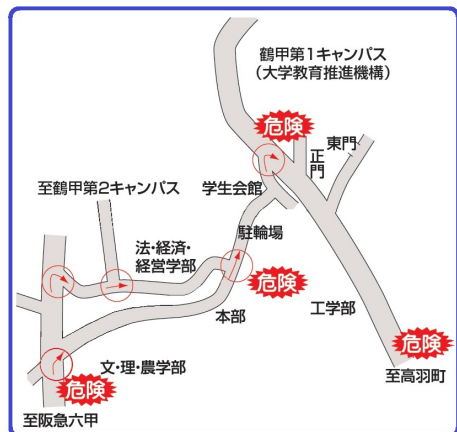
② 出入構時や交差点での事故に注意！

大学周辺には、高羽の交差点をはじめ、事故が起りやすい箇所がいくつもある。大学の出入構時、特に右折で公道に出る際には衝突事故に十分に気を付けること。また冬場は凍結によるスリップにも十分気を付けること。

交通事故発生件数（最近5年間）

総件数	68	学内	5	学外	63
年平均	14	学内	1	学外	13

(注) 学部等から学務部に報告のあった件数
但し、自転車での自損事故は除く
(注) 年平均の小数点以下は四捨五入



注意

鶴甲第1キャンパスへのバイク・自転車による入構は、東門1か所のみ可能である。（正門からの入構は厳禁）

鶴甲第1キャンパスの駐輪場は東門から入構できるエリアにのみ設置されており、他の入口からの入構では侵入防止柵があるため、駐輪エリアに入ることができない。鶴甲第1キャンパスへバイク・自転車で入構する際は、必ず東門から入構すること。なお、鶴甲第1キャンパス内の自転車・バイクでの通行は禁止されている。互いの命を守るため、適正な入構・駐輪を心がけること。

③ バイクによる歩道上の通行厳禁！

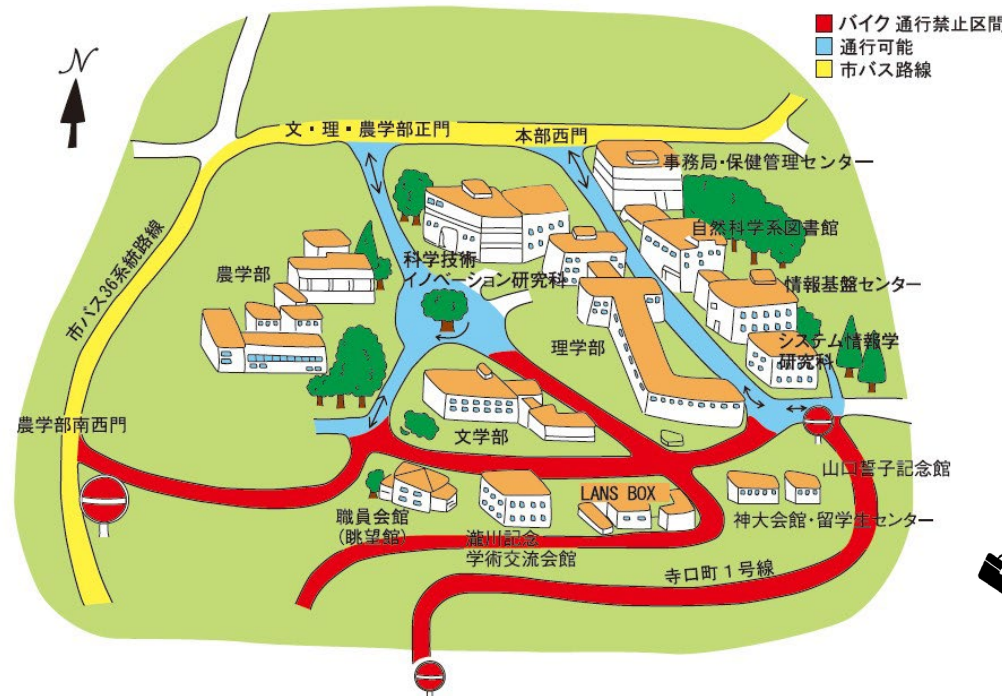
下校時における歩道のバイク通行については、歩行者の通行妨害及びバイクとの接触による負傷等で安全面で危惧される状況である。とりわけ、農学部キャンパスの西側道路の歩道については、近隣の住民からの苦情が絶えない。通行マナーを遵守すること。

④ 私道のバイクによる通り抜け厳禁！

寺口町私道（右図の赤色の道）は、住民から騒音、危険等の苦情があり、バイクによる通り抜けを禁止する。

寺口町1号線のバイクによる通行厳禁！

寺口町1号線（下図）は、周辺住民から強い要望、人身事故等の危険防止のため、バイクによる通行を禁止する。



令和5年度 神戸大学学生委員協議会事故防止対策専門委員会

（詳細は、学生生活案内 4. 一般的諸注意を参照すること。）

乗る自由と責任

はじめに

交通事故の増加は近年著しく、神戸大学としても決して無縁とは言えなくなっています。本学の位置する灘区管内だけでも、毎年多数の学生の交通事故が発生しています。学生が関与した事故が原因で、学業の継続に重大な支障のある怪我を負ったり、時には命を落としたりすることさえあります。交通事故の発生は、わずかな注意や気配りで防止できるものも多く、皆さんには日頃から以下のことに十分注意いただく必要があります。

交通事故による加害者の責任

交通事故の加害者になってしまった場合、加害者には多くの責任が伴います。特に皆さんがバイクに乗る場合は、次のような責任を負っていることを知っておいてください。

- 刑事上の責任・・・懲役、禁錮刑等
- 民事上の責任・・・損害賠償等
- 行政上の責任・・・免許の取り消し、停止等

ルールとマナーの遵守

免許を取得し、車両を運転するのであれば、交通ルールとマナーの遵守が不可欠です。原付の二人乗り、歩道の走行、信号無視、酒気帯び運転などの違反行為は絶対にしないでください。このような運転は道路交通法違反であることはもちろん、重大な事故の原因になります。これらの違反により事故を起こした場合には、上記の法的責任が問われることになるほか、大学としても懲戒の対象とすることがあります。

バイク・自転車の保険

事故を起こせば、多額の補償が必要となることもあります。支払能力を超える補償金はあなたの学業継続に多大な影響を及ぼします。保険期間は切れていないか、然るべき保険に加入しているかを確認してください。なお、バイク保険には次のような種類があります。

自動車損害賠償責任保険：

いわゆる自賠責といわれる強制保険です。加入しないで運転すると1年以下の懲役または50万円以下の罰金、更に違反点数6点と免許停止（6か月以内）になります。必ず加入するようにしてください。250cc以下のバイクの場合、加入期間は1～5年で、単年又は複数年を選択できます。

任意自動車保険：

いわゆる任意保険です。補償内容等によって掛金は異なります。詳細については、神戸大学生生活協同組合ホームページから「大学生協保険サービス」の「バイク・自動車に関する保険」をご覧ください。

また、兵庫県では平成27年10月から**自転車損害賠償保険等（自転車保険）**への加入が義務化されています。自転車で通学する学生は必ず保険に加入してください。

バイクの廃棄・譲渡

不要となったバイクを駐車場等に放置しないでください。知り合い等に譲渡する場合はご自身で必ず公的機関のホームページ等で確認し、届け出を行ってください。廃棄方法については、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページ「二輪車リサイクルに紹介」をご参照ください。

バイク駐輪登録について

バイクによる通学は推奨されておりませんが、やむを得ずバイクで通学する学生に対しては安全意識の向上及び事故防止の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。通学中に交通事故に遭った場合、駐輪登録がないと大学が認めている通学手段と判断されず、保険請求手続きで不利になったり、放置車両と判断して撤去する可能性があります。

徒歩やバスで通学する場合のマナー

バイクの通学だけでなく、徒歩やバスで通学する場合にも、マナーに注意してください。バスや、電車内での携帯電話による通話、大声での会話は、まわりの方の迷惑となります。徒歩で通学する場合も、ゴミ・たばこのポイ捨て、道幅いっぱい広がっての歩行など、他人や車の通行に支障をきたすような行為は、厳に謹んでください。

自転車使用と通学に関して

自転車は道路交通法上、自動車等と同じく「車両」です。その走行についてはルールを守って行うことが求められ、悪質な違反者やルールを無視して人身事故などを起こした場合には厳しく罰せられることとなります。歩行者にとっては自転車も危険な存在であるということを、常に意識してください。

自転車を運転するすべての人にヘルメット着用 of 努力義務がありますし、同乗する方にもヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

大学キャンパスにおいて誰もが安全で快適な生活ができるよう、また大学周辺の地域住民の皆さんの安全な生活を妨げないよう、自転車に乗る者は「車両」を運転しているのだという自覚を持って次のルールを遵守してください。

- ①スピードはつねに控えめに
- ②左側通行の厳守
- ③路上駐輪、長期放置、並行走行、走行中の携帯電話使用等、迷惑になる行為や危険な走行の禁止
- ④入・出構は所定の出入り口から
- ⑤キャンパス内の歩道は走行禁止
- ⑥所定の駐輪場を使用し、駐輪は整然と
- ⑦二重施錠や氏名・住所等を記したシール等を貼付するなど、各自で防犯に努める。
- ⑧地域住民に対し迷惑や危険を及ぼさない。

マイカー通学の禁止

本学では身体的な理由があり自動車を使用しなければ通学が困難な者、特別な理由により許可を受けた者以外のマイカー通学を禁止しています。許可なくマイカーで通学し、構内や周辺道路、周辺住民の月極駐車場に無断で不法駐車し、非常に問題になったケースもあります。

交通事故の届出

交通事故（加害・被害）に遭った場合は、学内外を問わず、直ちに所属学部・研究科の担当係に届け出てください。

最後に

本学のキャンパス周辺は、住宅街や小・中学校があり、多くの方が暮らしています。学生の通学路は、住民の方にとって大切な生活道路となっています。近隣の方から学生の路上駐輪、バイクでの歩道通行、2人乗りなど多数の苦情が寄せられています。いずれも一歩間違えば大事故に繋がりがかねません。一人の学生の行動が「神戸大学のイメージ」の崩壊につながることもなります。神戸大学の学生として、一人の成人として、自覚をもって行動してください。

神戸大学学生委員協議会事故防止対策委員会